

# ○飯塚市審議会等の委員の公募に関する要領

平成22年5月31日

飯塚市告示第146号

改正 H26-416、H27-118

## 1 目的

この要領は、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程(平成27年飯塚市訓令第4号)に基づき、執行機関の附属機関等(以下「審議会等」という。)の委員を公募するために必要な事項を定め、適切で円滑な公募委員の選任を図ることを目的とする。

(H27-118一改)

## 2 公募委員の数

- (1) 委員を公募する場合における公募委員の枠の定数に占める割合は、当該審議会等の委員の実数の20%以上とすることを目標とするものとする。
- (2) 公募人数を設定したうえで公募した結果、応募がなかったとき又は選考した委員の数が公募委員の枠に満たなかったときは、指名その他の方法により委員を選任することができる。

(H27-118繰上)

## 3 応募資格

- (1) 公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - ① 市内に住所を有する者又は市内の事務所等に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者
  - ② 本市の審議会等の委員に委嘱又は任命されていない者。ただし、専門的な知識、経験等を有する者として2件までの他の審議会等の委員に委嘱又は任命されている場合を除く。

(H26-416一改)

- (2) 前項に定める資格にかかわらず、当該審議会等の設置目的等に照らして合理的な理由がある場合は、必要な要件を付加し、又は要件を変更して公募することができる。

(H27-118繰上)

## 4 公募の方法

(1) 公募は、委員の選任予定日の概ね2月前までに、市の広報紙及びホームページへの掲載その他の方法により行うものとし、1月程度の応募期間を設けるものとする。

(2) 募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 審議会等の名称
- ② 所掌事務又は活動内容
- ③ 公募委員数(男女別の数)
- ④ 任期
- ⑤ 応募資格及び応募するための要件
- ⑥ 応募方法及び応募期間
- ⑦ 選考方法(公開抽選会又は選考委員会による選定の実施日を含む。)
- ⑧ 申込先及び申込方法
- ⑨ その他必要な事項

(H27-118繰上)

## 5 公募委員の選考方法

(1) 公募委員の選考については、公開抽選又は選考委員会による選考で行うものとする。なお、選考委員会の選考にあたっては、審議会等の設置目的等を考慮し、次の方法の全部又は一部を用いて行うものとする。

- ① 小論文による選考
- ② 面接による選考
- ③ その他担当部署が適当と認める選考

(2) 公開抽選又は選考委員会による選考を行う際には、応募者が出席しやすいような曜日、時間等を設定するものとする。

(3) 応募者が病気や勤務等により欠席した場合は、他の応募者の理解を求めながら、可能な限り代理抽選や応募理由書の提出等による選考を行うものとする。

(4) 選考委員会による選考を行ったときは、応募者全員に、選考結果及び選考理由について速やかに通知するものとする。

(H27—118繰上)

## 6 選考に関する選考基準等の作成

委員の公募に際し、所管部署は公開抽選とするときはその方法を、選考委員会による選考をするときは、選考基準等を定めるものとする。

(H27—118繰上)

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成26年11月26日 告示第416号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日 告示第118号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、施行の日以降に選任する委員から適用する。